

平成25年度商工事業者支援事業をご利用ください

雇用対策事業

■若者U・イターン就業支援事業

若者のU・イターンによる就業を促進し、優秀な人材の確保や若者の定住促進を支援します。

① **大学等合同企業説明会等参加支援事業**
市内の中小企業者などが、市外の合同企業説明会に参加する費用の一部を支援します。

対象者 市内で事業を営む中小企業者などで、雇用保険に加入している事業者

助成内容 出展ブース料および旅費の2分の1以内の額(1回当たり2人以内、10万円を上限)

② **大学生等島内合同就職説明会参加支援事業**
市外の大学等の卒業予定者(卒業から3年以内の方を含む)が、市内で行われる合同就職面接会等にハローワークの紹介で参加する場合に旅費の一部を支援します。

対象者 市外の大学等の卒業予定者および卒業から3年以内の若者で、市内での就業を希望する方

助成内容 1回当たり1万円

③ **大学生等U・イターン若者就業奨励事業**
大学等を卒業した市外在住の方が、市内の事業所に就職し、定住した場合に奨励金を交付します。

対象者 大学等を卒業した市外在住の方で、市内の事業所に就職し、次のす

べてに該当する方

・大学等を卒業または卒業予定者で、採用時の年齢が30歳未満の方

・転入日および雇用契約日から5年以上上佐渡市から転出をしない意志を示した方

・市内の事業所に正規雇用(期間の定めのない雇用契約)された方

・雇用した事業主の取締役・監査役の3親等以内の親族でない方

・事業所の人事異動に伴う転入でない方

助成内容 1人当たり10万円(1回限り)

■中小企業緊急雇用安定助成金

中小企業主が、景気の変動等の経済上の理由で事業活動の縮小を余儀なくされ、雇用する労働者を一時的に休業させた場合に、休業に係る手当の一部を助成します。

対象者 市内に1年以上事業所等を有する中小企業主で、佐渡公共職業安定所に雇用調整助成金に係る休業等実施計画届を提出し、支給決定を受けたもの。(ただし、申請時に廃業または事務所等が廃止されている場合は対象外。)

助成内容 新潟労働局で決定した助成額の算出基礎となる基本賃金額の20分の1に休業延べ日数を乗じた額(対象期間は、判定基礎期間の初日が平成25年4月1日から平成26年3月31日)

■働く資格取得支援事業

市内の中小企業者や失業者の方などが就業に必要な資格を取得するための費用の一部を助成します。

対象者 市内の中小企業者のうち、市で定める対象業種に該当する事業者または失業などでハローワークに求職登録している方

※対象業種の詳細はお問い合わせください。

助成内容 国家資格や公的資格または民間資格の取得に係る受験料(受験料)・旅費の2分の1以内の額(1人当たり5万円を上限に1回限り。1事業所当たり5人を上限)

企業支援事業

■地場産業振興支援事業補助金

地場産業に携わる中小企業者を取り組む人材育成、販路開拓、経営基盤強化などの事業に要する経費の一部を補助し、地場産業の振興を図ります。

対象者 市内に工場または事業所を有する方

◆支援内容

① 地場産業人材育成事業

優秀な人材の育成・確保を推進し、資質の向上や能力開発・技術力の向上を図ります。

助成内容

・公的機関等が開催する研修

対象経費は受講料、旅費(交通費、宿泊費)とし、1人につき対象経費の50%以内の額(10万円を限度。同一年に1事業所5人まで)

・事業者が講師を依頼する研修

対象経費は講師謝礼、講師の旅費および会場費とし、対象経費の50%以内の額(10万円を限度。同一年に1講座まで。)

② 地場産品販路開拓支援事業

新製品等を積極的に情報発信し、新規成長市場分野の開拓、同業種および異業種との交流の拡大、消費者情報等の収集を行うことを目的とします。

助成内容 対象経費は出展小間料、旅費、小間装飾料、製品運送料、基本工事料および光熱水道料とし、1出展につき対象経費の50%以内の額(20万円を限度。同一年に2回まで。)

③ **国際規格等認証取得支援事業**
国際規格(ISO)認証取得および国際規格に加えて要求事項を追加した規格(JISO)の認証取得をする場合にその一部を補助し、経営基盤の強化を図ります。

助成内容 対象経費は申請料、基本料、審査料、審査員旅費、登録料とし、対象経費の50%以内の額(50万円を限度。新規取得に限る。)

■インターンシップ支援補助金

企業が求める優秀な人材確保を目的に行う学生就業体験(インターンシップ)を推進し、市内の企業の活性化を図ります。

対象者 市内に工場または事業所を有し、学校教育法に基づく学校のうち、